

第42回懇話会における議事

〔議事1〕 令和5年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について

(薬務・衛生課)

次の資料をご確認ください。

資料1：令和5年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について

資料2：令和5年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について〔概要〕

資料3：令和5年度奈良市食品衛生監視指導計画の実施結果

食品衛生監視指導計画は、食品衛生法で年度ごとに策定することが規定されております。計画案を懇話会でお示しし、ご意見をいただいた後、修正案について1ヶ月間意見募集を行い、その結果を反映し、策定しております。

本計画に基づき、食品関係営業施設への監視指導や食品に係る試験検査を実施しております。

具体的には、食品関係営業施設に立ち入り、衛生状況の確認や法令を遵守した営業が実施されているかの確認、食品を収去、いわゆる抜き取り検査を実施し、残留農薬や食品添加物及び食中毒菌等の検査を行っております。

また、食中毒が多発する夏場や食品の流通量が増加する年末には、集中的な監視指導を行っております。

食品衛生法では、中核市である奈良市は独自に計画を策定しなければならないことから、ここでは、県の監視結果概要についてご説明いたします。奈良市の結果については、資料3としてお配りしております。ご参考ください。

では、結果の概要について、説明いたします。資料1をご覧ください。

まずは、1. 監視指導結果についてです。業種ごとに年間の目標とする監視回数を定め、それぞれの年度の達成率を示したものです。結果ですが、令和5年度は、全体的な集計で見ると、監視達成率は44.6%と計画を達成することができませんでした。原因として、コロナウイルス感染症の対応も引き続きあり、施設への立入も以前に比べてより一層慎重になっておりところでございます。また監視員数の減少もあり、監視指導計画目標を達成することはできませんでした。来年度にむけて、監視指導計画の効果的な見直しを行っていきます。

次に、下段は食品等の収去検査の実施状況です。令和5年度は、713検体について検査を実施いたしました。

次に、2ページでございますが、こちらは、食品の検査のうち農産物等の残留農薬等の検査に係る結果について示したものでございます。

上段は、県産モニタリング、出荷前又は出荷時の生産段階の残留農薬の検査状況の推移であり、下段は、収去検査の結果、流通段階での残留農薬の検査状況です。

県産モニタリング、収去検査合わせて193検体の検査を実施し、基準値を超過した事例が2件ありました。

次に、3ページでございますが、食品関連の相談状況については、紅麹を含む健康食品による健康被害の件も相まって健康食品についての相談が最も多くなっております。また、保健所においては、事業者の方からの食品表示相談も多く寄せられています。

また、資料1には記載がございませんが、食中毒の発生状況については、資料2に記載させていただいております。

昨年度は奈良県が2件、奈良市が2件、計4件でした。今年度は、7月末時点で、奈良県は0件、奈良市1件です。令和元年度以降、発生件数は10件以下で推移しております。

今後とも県民の生命及び健康を保護するため、計画的、効果的及び科学的な知見に基づいた監視指導の実施に努め、関係機関と連携を図り、食品等に起因する健康危害の要因を可能な限り低減させてまいります。

〔議事 2〕 令和 6 年度食の安全・安心行動計画について

（薬務・衛生課）

資料 4 をご確認ください。

まず、1 ページから 2 ページにかけてご説明します。

県では、食の安全・安心確保に関する方針として、「なら食の安全・安心 確保の推進基本方針」を平成 1 5 年 1 2 月 2 日に策定いたしました。これは当時学識経験者等からなる策定委員会にて立案し、計画の策定にあたってはパブリックコメント手続きを行い、県民からの意見も反映した形で策定しております。

本方針は 3 つの基本方針からなります。まず基本方針 1 ですが、「消費者への食品安全・安心の確保」です。食に関するリスクコミュニケーションなどがこれに該当します。基本方針 2 は、「生産から流通・消費における食品の安全確保」です。すなわち、生産から消費に至るフードチェーンにおける食品の安全確保、リスク管理です。基本方針 3 は、「新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実」です。本懇話会はこの 3 番目の方針に基づき設置・開催しております。

毎年作成している、この「奈良県食の安全・安心行動計画」は、「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」に基づき、実施する事業を基本方針ごとに紹介し、前年度の実績と今年度の取り組み目標を設定しています。

薬務・衛生課の食品衛生に関する事業を簡単にご紹介いたします。2 ページをご覧ください。消費者との相互理解と意見の反映として、本懇話会と意見交換会等の開催を明記しております。

続きまして、6 ページをご覧ください。「食品表示の適正化事業」について明記しております。食品表示の取組みについては、こちらに記載しております。「食品衛生監視指導計画に基づく監視結果」については、このページ及び 1 5 ～ 1 6 ページに記載しております。

簡単に当課の事業を紹介いたしましたが、関係各課とも昨年度の実績と今年度の目標を定め、食の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

〔議事 3〕 （1）改正食品衛生法の完全施行（2024 年 5 月末）後の対応について

新聞で漬物の製造について報道があった。漬物の製造に H A C C P（ハサップ）に沿った衛生管理が義務づけられ、加工施設と住宅の分離、指で触れないレバー式や自動の蛇口の設置などを満たした上で、保健所の許可を得る必要がある。改正前から製造する事業者には、今年 5 月末まで 3 年間の経過措置が設けられていたと報道された。

すなわち、改正食品衛生法は 2021 年 6 月に施行され、経過措置期間の 3 年間が終了し、2024 年 6 月 1 日より完全施行となっている。地域ならではの製品を守ろうと、支援に乗り出す自治体もあると報告されている。

奈良県では奈良漬が対象であるが、奈良県の現在の状況等をお聞かせいただきたい。

【坂上委員】

(薬務・衛生課)

法改正前の奈良県においては、県独自の届出制度（営業報告）により許可営業以外の営業の把握を行っていました。平成22年度以降は、漬物製造業のような許可営業以外の食品又は添加物の製造業において、許可営業施設に求められる営業施設基準（旧条例第4条）及び共通基準（旧細則別表第三）を準用し、衛生確保及び適切な指導に努めました。

また、改正食品衛生法による営業許可制度の見直し等について当課ホームページに掲載するとともに、営業報告書を提出されていた事業者に対してハガキを送付することにより周知を行いました。

さらに、漬物製造業者に向けた啓発資材を当課で作成し、豊かな食と農の振興課、県内保健所及び奈良県農業協同組合にご協力いただき、漬物製造事業者及び関係各所に配布することで、許可への対応をご案内しました。

再汚染防止構造の流水式手洗い設備の設置など改正食品衛生法になり新たに規定された施設基準を満たしていただく必要はありましたが、法改正前に一定の施設基準を求めていたことや漬物製造業者に対する周知に努めたことにより、改正前から営業されていた県内の漬物製造業者が許可を受けるにあたり、比較的大きな混乱はございませんでした。

〔議事3〕（2）食品ロスの現状について

新聞で食品ロスのことが取り上げられていた。2022年度の食品ロスは472万トンで、2000年度の数値から半減させるという政府目標を8年前倒しで達成したことが報道された。事業系の食品ロスは57%減少したが、今後の課題は、45%の減少にとどまった家庭系の食品ロスをいかに減らしていくかであると述べられていた。

一般家庭への啓発に関して、奈良県のご見解等をお聞かせいただきたい。

【坂上委員】

(豊かな食と農の振興課)

奈良県内の食品ロス量は、令和3年度で全体として48,294トン、このうち事業系食品ロス量が43.9%（21,204トン）、家庭系食品ロス量が56.1%（27,090トン）と推計され、家庭系食品ロス量が半分以上を占めていることから、消費者への啓発が重要と考え、啓発に取り組んでいるところです。具体的には、奈良県食品ロス削減啓発イベントの開催、ポスター展示の実施や、奈良県食品ロスポータルサイト及びSNS等の発信を通じた啓発を実施しています。今後も引き続き消費者への啓発に取り組み、食品ロス削減を推進してまいります。

〔議事3〕（3）家庭内での食中毒について

家庭内での食中毒事故も多いようであるが、奈良県内で食中毒は起きているのかどうか。

また、県民に対しての注意喚起は実際にどのように行われているのかお聞きしたい。

【福原委員】

(薬務・衛生課)

奈良県内で発生した食中毒事件の原因施設の多くは飲食店や販売店であり、近年、県内発生の家庭内食中毒は探知していません。令和5年度は奈良県内で食中毒事件が4件発生していますが、いずれも原因施設は飲食店と給食施設でした。過去10年に発生した家庭内食中毒は令和元年11月のツキヨタケ（毒キノコ）による食中毒、平成27年1月のふぐの卵巣（ふぐ毒）による食中毒、平成26年7月のひょうたん（植物性自然毒）による食中毒です。

奈良県では、食の安全・安心についての県民の理解を深めていただくことを目的に、毎年講師を招き、「なら食に関するリスクコミュニケーション」を開催しています。令和5年度は「食品ロス軽減と食中毒リスク」をテーマに行い、外食での食べ残しの持ち帰りや家庭においても調理し余った食材は捨てずに保存するといった食品ロスの意識が高まっている状況を踏まえ、それに伴う食中毒のリスクと予防方法について講師の方に講義していただき、動画で配信しました。

また奈良県のHPや県広報誌の県民だよりでも家庭でできる食中毒予防や外食で食べきれなかった料理の持ち帰りの注意点を掲載したりし、県民に対して注意喚起しています。

[議事3] (4) 「規格外の「古都華」シロップに」の報道について

新聞に食品ロス削減、地域活性化のために古都華のシロップを販売という記事が掲載されていた。古都華は奈良県のブランドである。本件に関する今後の振興等について、奈良県としてのご見解等をお聞かせいただきたい。

【坂上委員】

(豊かな食と農の振興課)

県では、まだ食べられるのに捨てられてしまう農産物を削減する取組として、令和4年度より、直売所等を介した未利用農産物のこども食堂への提供を行っています。令和4年度は3回で8団体へ、令和5年度は5回で13団体へ提供し、農産物のロスを削減しながら、地域のこども食堂を支援しました。今後も引き続き、ロス削減と地域活性化の両面を持つ取組として、本取組を続けてまいります。

[議事3] (5) 液体ミルク 緊急時の備えについて

「乳児用液体ミルク」は、緊急時の備えに必要な製品である。数年前に市場に登場し、その後消費期限の延長も図られているようである。令和6年能登半島地震（令和6年1月1日）の際にも利用されていたようである。各自治体で備蓄が検討または実施されていると思われる。奈良県としても災害時に備えて備蓄されていると思われるが、現状等ならびに今後の方針（展望）等をお聞かせいただきたい。

【坂上委員】

(防災統括室)

県内においても液体ミルクの備蓄は進んでおり、現在、県内22市町村が液体ミルクを備蓄しています。

県では市町村の要請に備えて、物資を備蓄もしくは企業との救援物資供給協定を締結しています。液体ミルクについては、他の食料品と比べて賞味期限が短いことから企業との協定に基づき、物資の提供を受け調達することとしています。

〔議事 3〕（6）アレルギーに配慮した備蓄品について

たとえば、千葉市では、ホームページ上で、「災害用備蓄品の整備状況等と備蓄食料などのアレルギー対応について」、1. 災害用備蓄品の整備状況、2. 備蓄食料などのアレルギー対応、でまとめている。また、奈良市のホームページでは、災害備蓄として、備蓄倉庫での備蓄、非常食の原材料等、アレルギーポータルサイト、および災害時の応援協定による食糧・資機材等の確保を示している。

本件に関して、奈良県としての対応状況等をお聞かせいただきたい。

【坂上委員】

（防災統括室）

奈良県地域防災計画において、県の役割として、「食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする」と明記し、アレルギー対応食品の備蓄に努めています。県では令和 4 年度にアレルギー対応食品を初めて導入し、現在では備蓄物資の 8 割以上をアレルギー対応食品として備蓄しています。

〔議事 3〕（7）自然災害等緊急事態における食品等の備えについて

丁度、議事提案用紙に記入を考えていた日に、宮崎県で震度 6 弱の地震がありました。南海トラフ巨大地震との関連調査段階である今現在、各自の災害時の備え等の促しが、奈良県を始めさまざまな報道機関から聞こえてくる中、今一度、各家庭、個人で最低限の安全・安心な食品を備蓄しておく事が重要だと考えています。

店舗やネットスーパーには沢山の災害備蓄に役立つ商品（食品）があります。

購入時の参考にしたいと考えます。

普段考える安心安全な食品とは少し意味合いが、違ってくるとは思いますが、本件に関しての、奈良県のご見解等をお聞かせいただきますようお願いいたします。

【岡 委員】

（防災統括室）

奈良県では、「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低 3 日間、推奨 1 週間分の食料、飲料水及び生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう、県民の皆様呼び掛けています。

賞味期限の長い非常食を蓄えるのではなく、普段の買い物で少し多めに食材を買い、使った分をまた買い足す「ローリングストック」は、安定的に新鮮な食材を備蓄することができ、ご活用いただければと考えています。

[議事3] (8)災害時の備えとして食品衛生についての周知について

災害時の備えとして食品衛生について、どのような対策が用意されているのでしょうか？

- ・断水時の手洗い、食材・食器の洗浄
 - ・食材の保管・調理、調理後の取扱
- などの注意点をお聞かせください。

【松井委員】

(薬務・衛生課)

防災に係る衛生管理については、政府広報、内閣府、農林水産省、厚生労働省からガイドライン等について広報されています。

災害対策基本法により国が防災基本計画を策定し、これに則り奈良県でも防災統括室が奈良県地域防災計画や避難所運営マニュアルを作成しています。市町村はこれらを参考に防災対策の整備や避難所の準備・備蓄をおこなっているところです。

なお、奈良県避難所運営マニュアルには衛生管理についても記載があります。

マニュアルには様式24衛生管理に必要な備品例(表)より以下のとおり示しています(一部抜粋)。

- 1 手洗い用水・石鹸(手洗い水がある場合)
- 2 ウェットティッシュ(手洗い水がない場合)
- 3 手指消毒用アルコール(手洗い水がない場合)
- 4 ペーパータオル(手洗い用)

水がない場合を想定し、ウェットティッシュ、消毒用アルコールを備蓄します。

食材・食器の洗浄については、飲用水に限りがあるため、対策として

- ① 食材は洗浄が必要ない食品を備蓄する →例えば開けるだけの缶詰、レトルト食品など
- ② 食器は使わない食品を備蓄する (使い捨ての割りばし、紙皿など)
- ③ 耐熱性のラップやポリ袋を用い食器洗浄が必要ないよう使用することも可能です。

食品は冷暗所保管。

調理は十分に加熱できるもの。調理後は直ぐに食べきる、作りすぎない。

また、調理場所の衛生管理や調理者の体調も注意が必要です。

[議事3] (9) ブロッコリーが15品目の「指定野菜」になったことについて

ジャガイモ以来52年ぶりにブロッコリーが15品目の「指定野菜」として追加された。指定野菜となったブロッコリーに関して、奈良県民への啓発活動方針等をお聞かせいただきたい。

【坂上委員】

(農業水産振興課)

消費量が多いまたは多くなることが見込まれる野菜を、国が「指定野菜」として指定しています。「ブロッコリー」は、近年消費量が多くなったことから、令和8年度から「指定野菜」に指定されることとなりました。

「指定野菜」を生産する産地が国から指定を受けると、産地内で生産された「指定野菜」に著しい価格の低落があった場合に、生産者に生産者補給金が交付される制度（指定野菜野菜価格安定制度）の対象となります。

同制度の活用により、「指定野菜」の価格低落時に、産地内の生産農家の経営に及ぼす影響緩和が図れることから、次期作の作付け推進や、消費者への安定的な供給を図ることが可能となります。

現在、奈良県では、「指定野菜」のうち、「きゅうり」、「だいこん」、「トマト」、「なす」、「ねぎ」、「ほうれんそう」について、国から産地指定を受けています。「ブロッコリー」については、現在のところ国の要件を満たす産地が、本県には無いため、令和8年度以降、国から産地指定を受けることが難しい状況です。

「ブロッコリー」については、必要に応じて生産農家への栽培等の指導を実施しており、今後も継続して実施していく予定です。

〔議事４〕機能性表示食品の今後について（情報提供）

（薬務・衛生課）

資料５をご確認ください。

小林製薬株式会社が製造・販売した、紅麹原料とするサプリメントを摂取された方が健康被害を訴えている問題では、機能性表示食品制度等に関する見直しが図られ、健康被害の情報提供の義務化や、制度の信頼性を高める措置など、今後の対応について概要をお伝えさせていただきます。

資料５は機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供義務化等に関する説明会が自治体及び機能性表示食品等事業者向けに開催され、その説明会資料からの抜粋となります。

資料５の各ページの真ん中の下に記載のページ数に沿ってご確認ください。２ページ目、３ページ目をご覧ください。２ページ目は、いわゆる健康食品の範囲の図を示しております。３ページ目は、栄養や保健機能に関する表示制度についての図を示しております。保健機能食品のうち、栄養機能食品、機能性表示食品、特定保健用食品は食品表示法が、特定保健食品（いわゆるトクホ）は健康増進法がそれぞれ関わっています。

５ページ目、６ページ目、７から１２ページ目は、紅麹関連製品による健康被害を踏まえた対応について記載しております

改正概要としては、
まず７ページ目をご覧ください。

１．健康被害の情報提供の義務化（令和６年９月１日施行）

食品衛生法第５１条に基づく省令、及び食品表示法第４条に基づく府令により、営業者のうち、機能性表示食品の届出者等は、健康被害と疑われる情報を収集し、機能性表示食品等による健康被害を把握した場合は、当該食品との因果関係が不明であっても速やかに消費者庁長官及び都道府県知事等に情報提供することを義務化

されました。届出対象は、健康被害と疑われる情報で医師の診断を受け、把握した場合は、当該食品との因果関係が不明であっても対象となります。
この健康被害情報の収集体制、健康被害の情報提供は、令和6年9月1日施行で即日実施となっています。

11ページ目及び12ページ目をごらんください。こちらで健康被害について届出者等が把握した場合の流れです。青の破線でかこまれたところが今回努力義務から報告義務となりました。機能性表示食品としか記載はございませんが、特定保健用食品も同様でございます。都道府県知事等及び消費者庁長官に同時に提出するような形で示されています。

次に10ページ目をご覧ください。

2. 機能性表示食品制度の信頼性を高めるための措置

(1) GMP基準の適用

届出者の遵守事項として、錠剤、カプセル剤等食品については GMP (Good Manufacturing Practice 適正製造規範、原材料の受入から最終製品の出荷に至るまでの全工程において、適正な製造管理と品質管理が求められる基準) に基づく製造管理を規定されました。(令和6年9月1日施行 経過措置令和8年8月31日迄)

(2) 表示方法の見直し

「機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨」、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」表示の方法や表示位置などの方式等を見直し。(令和6年9月1日施行ですが、包装資材の切り替え等を考慮し、経過措置令和8年8月31日迄となっています。)

その他として、

- ・届出後の定期的な自己評価・公表(令和7年4月1日施行)
届出者は、遵守事項を遵守していることを届出後一年ごとに自己評価し、その結果を毎年消費者庁長官に報告することを規定されます。消費者庁に
- ・(新規の機能性関与成分に係る)機能性表示の裏付けとなる安全性・機能性の課題について科学的知見を有する専門家の意見を聴く仕組みの導入等、消費者庁における届出時の確認を慎重に行う手続(販売前提出期限の特例)を食品表示基準に明記
- ・届出情報の具体化:(令和7年4月1日施行、オのみ令和6年9月1日)
ア)当該食品に関する表示の内容、イ)食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、ウ)安全性及び機能性の根拠に関する情報、エ)生産・製造及び品質の管理に関する情報、オ)健康被害の情報収集体制及びカ)その他必要な事項について、届け出られるべき情報として具体的に規定し、様式等についても定める

奈良県では、当課ホームページにも今回の改正に係る案内を公開する予定です。
各事業者へご確認いただき、適切に対処いただけるよう、また県民の皆様にも安心していただけるよう情報提供に努めて参ります。